

あなたのアイデアをカタチにしませんか？

多摩川で何かをやってみたい人大募集！

(狛江・和泉多摩川かわまちづくり社会実験実施者募集要項)



狛江市

あなたのアイデアをカタチにしませんか？  
多摩川で何かをやってみたい人大募集！  
(狛江・和泉多摩川かわまちづくり社会実験実施者募集要項)

## 1 狛江・和泉多摩川かわまちづくり社会実験の目的

狛江市では、「かわ」と「まち」の地域資源をより効果的に融合・活用することで、多摩川やその周辺で過ごす“狛江時間”の中で感じるやすらぎや居心地のよさ、楽しさといった魅力を高めていくため、令和6年3月に「狛江市かわまちづくり計画」を策定しました。

本計画に基づき、一層の賑わいづくりを進めるため社会実験を実施し、ソフト施策等の実施手法の確認や地域の活性化に資するかどうかの検証を行います。

つきましては、社会実験の目的に賛同し、河川敷を活用した周辺地域の活性化に寄与できる取組内容を提案する事業者を募集します。

社会実験期間中は、狛江市域の多摩川において、営利を目的とした各種イベントの開催やキッチンカー等の出店が可能となります。(本来、河川区域では、民間事業者等による営利を目的とした占用などは、都市・地域再生等利用区域の指定(※)が必要です。)

狛江市域の多摩川での活動に興味があり、社会実験の目的に賛同していただける方は、ぜひご応募ください。

### ※都市・地域再生等利用区域とは

国の河川管理では、平成23年、河川敷地を占用する場合のルール「河川敷地占用許可準則」が改正され、一定の枠組みの中で民間事業者等も河川敷地を使用した飲食店や売店、オープンカフェ等の営業が可能になりました。

水辺の活用事例は以下の事例を参考にして下さい。

○河川空間のオープン化活用事例集


<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/kasenshikichi/>

## 感じよう。伝えよう。多摩川で過ごす“狛江時間”

多摩川の自然環境を後世に継承することを前提に、国・市・市民・事業者など多様な主体が関わり、「かわ」と「まち」の地域資源をより効果的に融合・活用することで、多摩川やその周辺で過ごす“狛江時間”の中で感じるやすらぎや居心地のよさ、楽しさといった魅力を高めていきます。

そして、そうした魅力が人から人に伝わっていく好循環により新たな価値が生まれ、地域の活性化、地域ブランドの向上につなげていきます。

## 2 募集内容・使用条件等

<p>①対象エリア</p>	<p>狛江市域の多摩川河川敷周辺 以下のエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括占有区域(自由ひろば)</li> <li>・包括占有区域(柳の木周辺)</li> <li>・包括占有区域(多摩水道橋～小田急線高架下)</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩川五本松(元和泉三丁目3658番地6他)</li> <li>・西河原公園(元和泉二丁目 38 番1号)水神前エリア</li> <li>・松林児童遊園(元和泉三丁目 15 番 15 号)</li> </ul> <p>※上記以外の場所をご希望の場合は環境政策課までご相談ください。</p>
<p>②事業実施時間</p>	<p>原則として、8時から 19 時まで（準備や片付けの作業を含む）</p> <p>※ 上記の時間以外をご希望の場合はご相談ください。</p> <p>※ 日数制限はありません。</p>
<p>③使用料</p>	<p>無料</p>
<p>④募集内容</p>	<p>狛江市域の多摩川で継続的な活動を希望する方を対象としています。内容は事業者の提案によるものとし、例として下記のような事業を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水辺を活用したイベント （例えば、SUP、カヤック、水辺の安全教室等）</li> <li>○河川敷を活用したイベント （例えば、ヨガ体験、ランニング・ウォーキング体験、自然教室等）</li> <li>○キッチンカーの出店</li> </ul> <p>※上記に限らず、河川空間を活用した販わいの創出につながるイベントを募集します。</p>
<p>⑤実施形態等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○テント、机等 テント、机等の備品が必要な場合は、事業者が持参してください。また、テントを張る場合は、必ず、風対策を実施してください。</li> <li>○電気、水道 河川敷にはご利用いただける電気、水道はありません。発電設備、給水タンク等を事業者が持参してください。</li> </ul>

	<p>○火気の使用  <u>キッチンカー出店以外の火気の使用は禁止といたします。</u>火気を使用する場合は、事業者の責任において、消火器の準備を行ってください。</p> <p>○必要な許認可等  各事業の実施に必要な各種許認可や届出等は、各自で必ず手続きを行ってください。手続きが終了した証として、写しの提出を求める場合があります。</p> <p>○車両での搬入出  物品の搬入出の際は、狛江市が指定した時間内で河川敷への車両の乗り入れが可能です。(車の乗り入れは、最低限にするようお願いいたします。)</p>
<p>⑥注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狛江市の社会実験の一環として行っている旨を、チラシ等に記載いただくようご協力をお願いします。</li> <li>・ 狛江市で社会実験の様子を写真等で記録し、各種報告や広報で使用する場合がありますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・ 片づけは、各事業者の責任において行ってください。</li> <li>・ 実施区域内にごみや汚れがないよう清掃等に心掛けてください。また、各プログラムで発生したごみは、事業者自らが責任をもって持ち帰ってください。</li> <li>・ 騒音、煙、臭いなど周辺環境に十分配慮してください。</li> <li>・ 近隣住民や一般の河川敷利用者に配慮して実施してください。</li> <li>・ 各プログラム実施後は、原状回復を行ってください。</li> <li>・ 河川増水等の自然災害時は、狛江市の指示に従い撤去・退避してください。</li> <li>・ 苦情があった場合は適切に対応し、その内容を狛江市に報告してください。</li> <li>・ 事故等が発生しないよう十分注意してください。</li> <li>・ 堤防や護岸等の河川構造物を損傷、破壊しないようにしてください。損傷等させた場合は、狛江市に報告し、指示に従ってください。</li> <li>・ 商品などの管理、保護については事業者が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、狛江市はその損害を補償しません。</li> <li>・ 事業者又はその代理人、使用人、請負人等の故意又は過失により狛江市又は第三者に損害・迷惑を与えた場合、事業者にて一切を賠償して頂きます。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天候等の理由により狛江市の判断で社会実験を中止させて頂く場合があります。その場合において、事業者は狛江市に対して一切の損害賠償を行わないものとします。</li> <li>・ 本要項に記載のない事項については、狛江市の指示に従って頂きます。</li> </ul>
--	---

### 3 募集方法

#### 3-1 応募資格

社会実験に応募する事業者は、社会実験の目的に合った活動を実施し、かつ、募集要項の内容等を遵守できる者としてします。また、下記のいずれかに該当する者は、応募資格を有しません。なお、応募以降に、下記に該当した場合には、応募資格を失うものとします。

- ① 狛江市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者
- ② 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とする者
- ④ 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑤ 違法なものを販売する者。その他、社会通念上不相当と認められる行為を行う者

#### 3-2 応募方法

原則として、実施希望日の三ヶ月前までに申込みをお願いいたします。参加申込書に必要事項を記入のうえ、下記メールアドレスに送信してください。

メールタイトルに「かわまちづくり社会実験」と記載してください。

提出先: 狛江市環境部環境政策課水と緑の係

メール: mizumidokkr01@city.komae.lg.jp

#### 3-3 提出書類

狛江・和泉多摩川かわまちづくり社会実験実施申込書

### 4 選定手続き

#### 4-1 選定方法

狛江市において、提出書類の確認(内容に確認事項がある場合はヒアリング)を行い、社会実験を実施する事業者を選定します。

#### 4-2 選定結果の通知

選定結果は選定通知書にて各事業者に通知します。

#### 4-3 募集・選定に関する留意事項

事業者が次に掲げる事項に該当したときは、その者の選定を取り消します。

- ・応募資格を満たしていないことが判明した場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・著しく社会的信用を損なう行為により、社会実験に参加することについて相応しくないと判断した場合

#### 4-4 協議・調整

同種の事業が重複した場合や事業者数や実施日について、協議・調整をさせて頂く場合があります。

### 5 実施報告等

社会実験実施後は、実施報告書の提出および狛江市が実施するアンケートへのご協力をお願いします。